

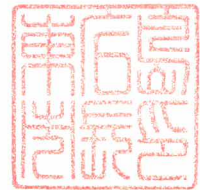
公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

令和3年9月30日

東広島市長 高 垣 廣 徳



1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

ジュンテンドー豊栄店

(2) 所在地

広島県東広島市豊栄町鍛冶屋551番ほか

2 変更に係る事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社ジュンテンドー	代表取締役 飯塚 正	島根県益田市下本郷町206番地5

(変更後)

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社ジュンテンドー	代表取締役 飯塚 正	島根県益田市遠田町2179番地1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社ジュンテンドー	代表取締役 飯塚 正	島根県益田市下本郷町 2 0 6 番地 5

(変更後)

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社ジュンテンドー	代表取締役 飯塚 正	島根県益田市遠田町 2 1 7 9 番地 1

3 変更年月日及び理由

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更に係る事項	変更年月日	理由
株式会社ジュンテンドーの住所	令和 3 年 4 月 2 0 日	住所変更

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更に係る事項	変更年月日	理由
株式会社ジュンテンドーの住所	令和 3 年 4 月 2 0 日	住所変更

4 届出年月日

令和 3 年 9 月 1 7 日

5 縦覧期間及び縦覧場所

- (1) 縦覧期間

令和 3 年 9 月 3 0 日（木）から令和 4 年 1 月 3 1 日（月）まで（東広島市の休日を定める条例第 1 条に規定する日を除く。）とし、縦覧時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。

- (2) 縦覧場所

東広島市産業部産業振興課

東広島市西条栄町 8 番 2 9 号

6 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限

令和 4 年 1 月 3 1 日（月）

- (2) 提出先

東広島市産業部産業振興課